

## 今後の職場における安全衛生対策について（報告）（抄）

（労働政策審議会建議（平成 22 年 12 月 22 日））

3 職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化

(1) ～ (3) (略)

(4) (2) における換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準については、粉じん濃度：0.15mg/m<sup>3</sup> 以下、n 席の客席がある喫煙区域における 1 時間あたりの必要換気量：70.3×n m<sup>3</sup>/時間とすることが適当である。

(5) ～ (6) (略)